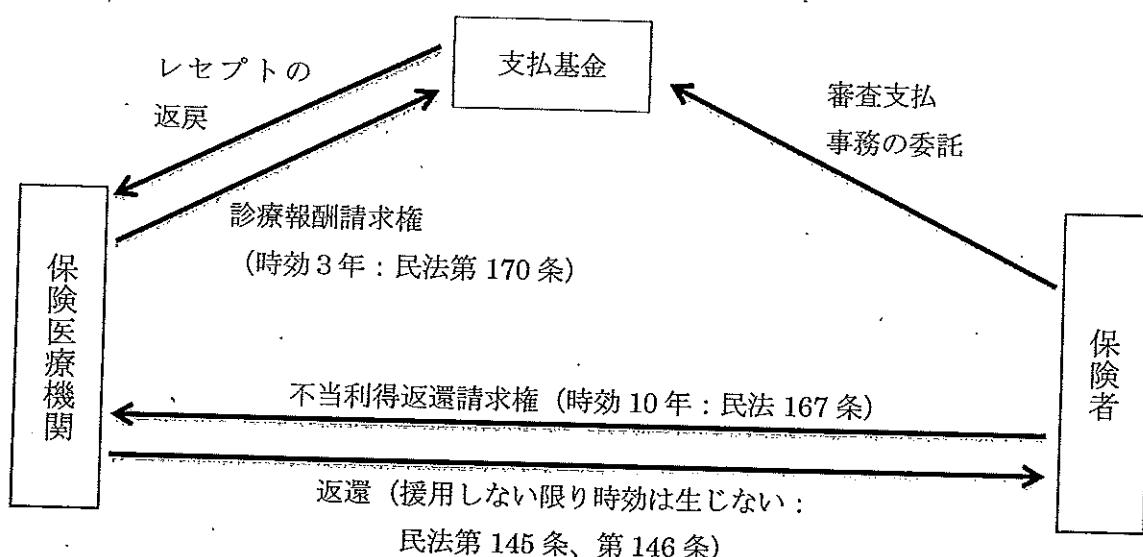


平成 25 年 11 月 28 日
厚生労働省保険局

診療報酬の不正受給に係る消滅時効について

- 時効の効果は、時効期間の経過によって当然に発生するわけではなく、時効の利益を受ける者により時効の利益を受けようとする意思表示（援用）がなされることが必要である（民法第 145 条）。また、時効完成後に、時効の利益を受けないという意思表示（時効利益の放棄）をすることも認められる（民法第 146 条）。すなわち、時効の効果が発生するかどうかは当事者の意思にかかっている。
- 今回のケースにおいて、時効の利益を受ける者とは保険医療機関であり、当該保険医療機関が時効利益を放棄する限り、消滅時効は発生しない。したがって、当該保険医療機関は、消滅時効に関わらず、保険者に対して不当利得を返還することができる。
- ※ 保険医療機関が消滅時効を援用した場合は、保険者は、不当利得返還請求権を 10 年で失う（民法第 167 条）。
- なお、民法においては「債権は、10 年間行使しないときは、消滅する」（民法第 167 条）という規定が原則であるが、診療報酬債権等については、3 年の短期消滅時効※が設けられている（民法第 170 条）。
- ※ 短期消滅時効が定められた趣旨は、日常の取引から生ずる債権については、額も大きくないものが多く、また、領収書等を保存することが期待できないためである。
- 仮に、当該保険医療機関が、瑕疵のあったレセプトの返戻を求め、減額したレセプトによる診療報酬請求権を行使しようとした場合は、支払基金は 3 年の短期消滅時効を援用し、これを拒むことがあり得る。



<参考条文>

○民法（明治29年法律第89号）

(時効の援用)

第一百四十五条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第一百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(債権等の消滅時効)

第一百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2 (略)

(三年の短期消滅時効)

第一百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

- 一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
- 二 (略)

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

平成 25 年 1 月 28 日
厚生労働省保険局医療指導監査室

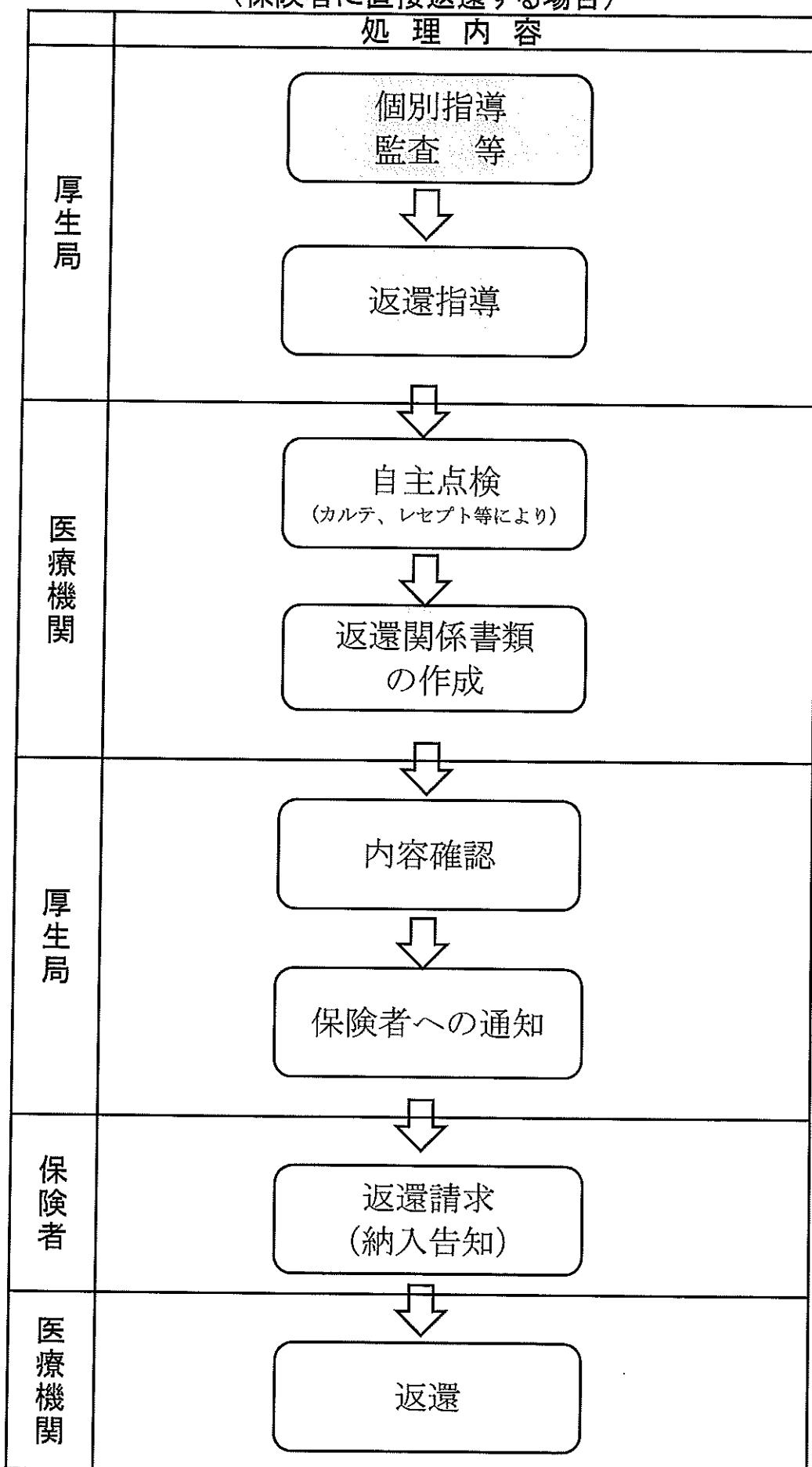
返還方法ごとの件数及び金額

近畿厚生局指導監査課（大阪）に提出のあった返還金（社会保険分）（※1）の関係書類のうち、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間）に支払基金等に送付したものに係る、返還方法（直接返還（※2）又は控除返還（※3））ごとの件数及び金額

1	直接返還の方法によるもの	31 件	36,185,339 円
2	控除返還の方法によるもの	90 件	159,737,654 円

- （※1）返還金（社会保険分）……社会保険診療報酬支払基金が取り扱う診療報酬等の保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）に係る返還金
（※2）直接返還 …… 保険者あてに返還金を直接納付する方法で返還するもの
（※3）控除返還 …… 社会保険診療報酬支払基金が今後支払われる診療報酬から控除する方法で返還するもの

個別指導、監査等終了後の返還金処理の流れ
(保険者に直接返還する場合)



平成 25 年 11 月 26 日
厚生労働省保険局医療指導監査室

近畿厚生局における情報提供案件について

近畿厚生局（2府5県）における情報提供案件の内、平成25年10月31日現在で結論が出ていない調査中のものの件数。

- 2010年10月以前に情報提供があったもの・・・・・・・・・・・・ 4件
- 2010年11月から2012年11月までに情報提供があったもの・・122件
(122件の内訳)

2010年11月～2011年10月 28件

2011年11月～2012年11月 94件

厚労相「返してもらう」

淀川キリスト教病院 診療報酬不正

(淀川キリスト教病院
(大阪市東淀川区)が
保険適用外のレーザー
装置で治療し、診療報
酬を不正受給した問題
で、田村憲久厚生労働

相は27日の衆院厚生労
働委員会で「不当な利
得なので、厚生労働省
から指導で病院が返
納することになる」と
述べた。今回の問題の

相は27日の衆院厚生労
働委員会で「不当な利
得なので、厚生労働省
から指導で病院が返
納することになる」と
述べた。今回の問題の

同病院は2005年
10月～07年6月に計1
712万円を不正請求
した。田村厚労相の答
弁によると、病院が12
年11月、社会保険診療
報酬支払基金に返納を

して、民主党の長妻昭
氏が質問した。

他にも、同省近畿厚生
局が他の医療機関など
から情報提供を受けな
がら3年以上、結論を
出していないケースが
4件あることも明らか
になった。

長妻氏は「近畿厚生
局だけでこれだけあ
る。全国調査すべきだ
と指摘し、田村厚労相
は「検討したい」と答
えた。【吉田卓矢】

申し出たが、民法の規定で医師などの診療に関する債権は3年行使しないと消滅するため、「返納しなくていい」と返事があったと、しかし、田村厚労相は「(民法の不当利得の返還義務は)10年なので、返してもらう」と述べた。

病院は10年10月、近畿厚生局に不正受給について報告したが、これまで同局は指導や報酬返還の指示はしていない。

研究者3名のノバルティスファーマ社から受けた研究費等について(2013年11月28日現在)

受託研究費

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
A	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所属講座	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,000,000

※2003年度以前は記録不明

寄附金

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
A	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所属講座	—	—	10,000,000	10,000,000	22,500,000	15,000,000	16,000,000	0	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	74,000,000
計	—	—	1,000,000	10,000,000	22,500,000	15,000,000	16,000,000	0	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	74,000,000

※2001年度以前は記録不明

講演・監修料等

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)	(2)	(4)	(4)	(21)
B	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400,000	250,000	400,000	0
C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400,000	550,000	900,000	1,950,000
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(7)	(3)	(3)	(2)	(2)	(15)

※Aは2007年度以前、B,Cは2009年度以前記録不明

その他の費用(接遇・執筆料等)
調査中

平成 25 年 11 月 28 日

長妻昭議員事務所 御中

厚 生 労 働 省
年 金 局 事 業 管 理 課

資料要求（平成 25 年 11 月 28 日レク時）へのご回答

ご依頼のありました資料要求につきまして、以下のとおり回答いたします。

①厚生年金の

適用した事業所数

適用対策事業所数

について

- お尋ねの、1 事業所に対して複数の適用対策を実施した際の重複を排除した実事業所数は把握していない。

※ 例えば、外部委託による加入勧奨後、職員が加入指導を行ったものは、事業所数が重複することとなるが、外部委託なしに加入指導を行う場合もあり、このような情報を分けて管理していない

②厚生年金の

適用事業所数

全事業所数

について

- 平成 24 年経済センサス-活動調査における事業所数は、約 577 万事業所
- 平成 24 年度末時点の厚生年金の適用事業所数は、約 176 万事業所
- 経済センサスの調査においては、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所としていることなど、厚生年金の適用事業所の単位と考え方が大きく異なるため、お尋ねの割合をお示しすることは適当ではないと考えている。

※ 例えば、鉄道業においては駅、車掌区等を 1 事業所としている。また、自営の職人等もそれぞれ 1 事業所とされている。

平成25年7月25日 第22回社会保障審議会日本年金機構評価部会
【参考資料3】 平成24年度事業実績報告書（抜粋）

○ 厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

項目番号	指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300	69,719	74,677
2	全喪事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629	56,845	49,974
3	適用事業所数（年度未現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
4	未適用事業所数（年度未現在） (適用事業所となる可能性がある事業所)	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	(193,182) 387,840
5	被保険者数（資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161	6,064,813	6,298,001
6	被保険者数（資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127	6,019,435	6,124,748
7	被保険者数（年度未現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
8	外部委託による文書・電話勧奨事業所	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	137,675
9	外部委託による訪問加入勧奨事業所	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	69,690
10	来所要請による重点的加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
11	戸別訪問による重点的加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
12	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
13	上記のうち、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71	165	57
14	事業所調査実施事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	437,325	491,188

(注) ○24年度欄の項目番号8は平成23年度末時点における未適用事業所に対する外部委託による訪問勧奨、項目番号9は平成24年度新規把握未適用事業所に対する外部委託による文書・電話・訪問勧奨の数値であること。また、18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計であること。

○項目番号4の24年度欄の上段()内は、「23年度末時点での未適用事業所を3年内に半減」との目標に対する24年度末時点の事業所数（再掲）、下段は、24年度に新たに把握した未適用事業所を含めた24年度末時点の事業所数であること。

平成 25 年 11 月 28 日
厚生労働省年金局年金課

20 時間以上の労働者、5 人未満の個人事業所等の労働者に被用者保険を適用する場合の課題について

所定労働時間 20 時間/週 以上の労働者を全て被用者保険に適用する場合の課題

- 一体改革において決定した適用拡大に際して、民・自・公の 3 党間ににおいては、下記のような事項が議論になっていたものと承知
 - ・ 雇用に与える影響について、どう考えるか
 - ・ 中小事業主に与える負担について、どう考えるか等

従業員 5 人未満の個人事業所又は適用対象業種以外の業種の個人事業所に雇用される労働者を全て被用者保険に適用する場合の課題

- 事業の特殊性や小規模で変動の著しい等の特性などから、従業員の使用関係及び報酬の実態把握が難しいなどの事情により、適用の困難性があること
- 少なくとも現在以上に適用や保険料徴収のための事務処理体制が必要になること

ご指摘の350万人～400万人の算出方法について

○当該数字は、みんなの党の試算に即して計算した場合であっても1千万人にならないことを示すために行ったもの。
○国税庁の統計上の民間給与所得者数の推計値約5,479万人から以下の数を除いて、ごく粗い試算として算出。

- ・厚生年金保険の被保険者数約3,464万人
- ・週労働時間30時間未満の労働者数約930万人
- ・従業員5人未満の個人事業所に雇用される労働者数約130万人
- ・70歳以上の労働者数約120万人
- ・適用対象外業種の個人事業所に雇用される労働者数約160万人
- ・共済組合加入者数約70万人
- ・国税庁の統計上の民間給与所得者に二重計上されている者の数約240万人

(注) 適用漏れの人数については、これまで推計を行っておらず、また、事業所調査を実際に行つて初めて把握することができるのであることから、確度の高い数字として示すことは困難と考えている。

平成25年11月28日
厚生労働省大臣官房総務課
情報公開文書室

厚生労働省におけるいわゆるマル秘の文書の取扱いについて

- 1 厚生労働省において、マル秘の取扱いを表示した文書のうち、訓令（厚生労働省文書取扱規則）に基づく秘密文書の指定が行われていない文書はどの程度あるのか

現在、厚生労働省文書取扱規則（厚生労働省訓第21号）に基づき秘密文書として指定されているのは1つです。

それ以外の、例えば事案の途中経過に關し幹部等関係者に緊急に情報を提供するための文書であって、その時点においては厚生労働省以外に情報を漏らすことが適切でないもの等、秘密文書として指定された文書以外で、文書を作成する部局の判断で、秘密である旨を表示した行政文書を作成している例はありますか、現時点では厚生労働省全体の数は把握していません。

- 2 マル秘の取扱いの表示例について



長妻昭事務所 梶様

(担当部署)

厚生労働省大臣官房総務課

情報公開文書室 國分

TEL:03-3595-2320

(提出日)

平成24年8月23日(木)

1. 文書に関してマル秘の基準を定めた規定

「厚生労働省文書取扱規則（厚生労働省訓第21号）」及び「厚生労働省文書取扱規則運用マニュアル（厚生労働大臣官房長定め）」になります。

厚生労働省文書取扱規則（抄）

第5章 秘密文書の取扱い

(秘密文書)

第33条 その内容について秘密保全を要する文書（以下「秘密文書」という。）は、その内容の秘密保全の必要度に応じて、次のように区分するものとする。

- 一 極秘 秘密保全の必要度が高く、その漏えいが国の安全又は利益に損害を与えるおそれのあるもの
- 二 秘、極秘に次ぐ程度の秘密保全が必要であって、関係者以外には知らせてはならないもの

(秘密文書の指定等)

第34条 秘密文書の指定は、前条第1号の極秘については官房長又は部局長が、前条第2号の秘については課長が行うものとする。

- 2 前項の指定は、これを慎重に行い、かつ、必要最小限にとどめるものとする。
- 3 第1項の指定を行う場合においては、極秘又は秘の取扱いを要する期間（以下「秘密取扱期間」という。）を定めるものとし、秘密取扱期間が経過したときは、当該秘密文書に係る指定は解除されたものとする。
- 4 第1項の規定により秘密文書の指定を行った者（以下「指定者」という。）は、当該秘密文書の内容について秘密保全の必要がなくなったときは、当該秘密文書に係る指定を解除するものとする。
- 5 指定者は、当該秘密文書に係る秘密取扱期間が満了する前に、その秘密取扱期間を変更する必要があると認めるときは、その秘密取扱期間を変更することができる。
- 6 指定者は、第4項の規定による解除及び前項の規定による変更をしたときは、当該秘密文書に係する者にその旨を通知するものとする。

(秘密文書の表示)

第35条 秘密文書には、極秘又は秘の区分、秘密取扱期間及び作成課名を表示するものとする。

2 極秘の文書には文書番号、配布先等を記録して、その所在を明らかにしておくものとする。
(秘密文書の登録)

第36条 秘密文書については、課長が管理する秘密文書管理簿に文書番号、配布先その他必要な事項を記載するものとする。

2 極秘文書については、前項によるほか、総務課長又は総括課長が管理する極秘文書管理簿に文書番号、配布先その他必要な事項を記載するものとする。
(秘密文書の保存)

第37条 秘密文書は、厚生労働省行政文書管理規則第16条の規定にかかわらず、主管課において保存するものとする。

2 秘密文書は、金庫その他施錠のできる書庫に保管するものとする。
(秘密文書の複製)

第38条 極秘の文書は、複製してはならない。

2 秘の文書は、その指定をした課長の許可を受けて複製することができる。
3 前項の規定により複製された文書については、第34条第1項の指定があったものとみなす。

(秘密文書の発送)

第39条 極秘の文書の発送は、密封の上、秘密文書の取扱責任者（指定者が指定する当該秘密文書の保管、出納等を行う者をいう。）又はその指定する者が携行することにより行うものとする。

2 秘の文書の発送は、秘密文書の取扱責任者の指定する方法により行うものとする。
(秘密文書の廃棄)

第40条 秘密文書の廃棄は、秘密文書の取扱責任者が焼却その他復元不可能な方法により行うものとする。

(他の行政機関の秘密文書の取扱い)

第41条 他の行政機関より接受した秘密文書については、当該秘密文書を発した行政機関における秘密文書の取扱いを尊重し、この訓令の定めるところにより秘密保全の取扱いを行うものとする。

2 前項の場合において、他の行政機関の指定した秘密区分に疑義が生じたときは、速やかに、当該行政機関と協議するものとする。

厚生労働省文書取扱規則運用マニュアル（抄）

<秘密文書の指定等>（取扱規則第33条及び第34条）

- 秘密保全を要する文書は、官房長・部局長・課長が指定する秘密文書としている。
- 秘密文書とは、その内容について秘密保全の必要があり、秘密保全の必要度が高い文書を「極秘」、極秘に次ぐ秘密保全の必要がある文書を「秘」としている。また、「極秘」は官房長及び部局長が、「秘」は課長が指定し、この取扱範囲を最小限に留めるものとする。

① 「極秘」

秘密保存の必要度が高く、その漏えいが国の安全又は利益に損害を与えるおそれがあるもの。

② 「秘」

極秘に次ぐ程度の秘密保全が必要であって、関係者以外には知らせてはならないもの。

秘密文書は、「極秘」、「秘」の区分、秘密取扱期間、作成課名を表示し、帳簿（極秘（秘密）文書管理簿）に登録し、管理する。また、帳簿には文書番号、秘密取扱期間等を記入し、秘密文書を配布した際には逐一配布先を記入する。

2. 秘密文書の例

① 極秘文書

該当ありません。

② 秘密文書

現在、秘密文書とされているのは、次の文書のみです。

- ・カウンターインテリジェンスに関する文書

平成25年11月26日

厚生労働省保険局調査課

	人口1人あたり国民医療費(千円)	国民医療費(億円)	総人口(千人)
全国	301.9	385,850	127,799
長野県	287.2	6,153	2,142
全国に対する比率(%)	-4.9		

全国の人口1人あたり国民医療費が長野県の値であった場合の国民医療費(推計値)(億円)
(287.2(千円)×127,799(千人))

367,039

出典 平成23年度国民医療費より長妻昭議員事務所の求めに応じて作成

都道府県別65歳以上人口比率
(%)

全国	24.1
北海道	26.0
青森県	27.0
岩手県	27.9
宮城県	22.9
秋田県	30.7
山形県	28.3
福島県	26.1
茨城県	23.8
栃木県	23.2
群馬県	24.9
埼玉県	22.0
千葉県	23.2
東京都	21.3
神奈川県	21.5
新潟県	27.2
富山県	27.6
石川県	25.0
福井県	26.0
山梨県	25.6
長野県	27.4
岐阜県	25.2
静岡県	24.9
愛知県	21.4
三重県	25.3
滋賀県	21.6
京都府	24.7
大阪府	23.7
兵庫県	24.3
奈良県	25.5
和歌山県	28.4
鳥取県	27.2
島根県	30.0
岡山県	26.2
広島県	25.3
山口県	29.2
徳島県	28.0
香川県	27.1
愛媛県	27.8
高知県	30.1
福岡県	23.3
佐賀県	25.3
長崎県	27.0
熊本県	26.5
大分県	27.6
宮崎県	26.7
鹿児島県	27.0
沖縄県	17.7

出典 総務省人口推計(平成24年10月1日現在)

平成25年11月26日
厚生労働省保険局調査課

【御質問月日／委員会名／答弁者】

- 10月21日／衆議院予算委員会／田村厚生労働大臣
- 11月1日／衆議院厚生労働委員会／田村厚生労働大臣
- 11月27日／衆議院厚生労働委員会／田村厚生労働大臣

【御指摘の項目】

臨床研究実施機関に対し、2009年4月より更にさかのぼって調査すること。

【現段階における状況】

専門家の方々にご意見を聞く必要があると考えており、現在、事務方において具体的な調査方法などについて検討中。

平成25年11月28日（木）厚生労働省医政局研究開発振興課提出

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月1日／衆・厚生労働委員会／田村大臣

【御指摘の項目】

独立行政法人及び国立大学法人の医者を含め、役職員が、ノバルテ
ィス社からの接待、贈与をどれくらい受けているかを調査

【現段階における状況】

厚生労働省所管の独立行政法人については、厚生労働省から任意で
調査を依頼中。

国立大学法人については、厚生労働省の要請を受けて、文部科学省
から任意で調査を依頼中。

平成25年11月28日（木）厚生労働省医政局経済課

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月12日／衆・経産委／土屋副大臣

【ご指摘の項目】

樋口恵子氏から厚生労働大臣あて要望のあった仕事と介護の両立を支援する企業の認証制度（介護版くるみん）の内容について

【現段階における状況】

上記項目に関して検討している。

平成25年11月28日(木) 就用均等・児童家庭局
職業家庭両立課

20

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月20日／衆・厚生労働委員会／田村大臣

【御質問の項目】

知的障害者・精神障害者の障害年金の請求漏れに係るサンプル調査をやらないのか。

【現段階における状況】

知的障害者・精神障害者の障害年金の受給状況の調査については、以下の点を考慮しつつ、実施を検討する。

- 障害の性質上診断なしに評価することが困難であり、そもそも障害年金の支給対象であるかの判定が難しいこと
- サンプル抽出の工夫が必要であること
- 関係団体との調整が必要であることなど

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月20日／衆・厚生労働委員会／櫻田副大臣

11月22日／衆・厚生労働委員会／櫻田副大臣

11月27日／衆・厚生労働委員会／櫻田副大臣

【御指摘の項目】

国立大学医学部・附属病院の常勤医師について、製薬企業と利害関係にあるとする職員及び贈与等報告書等の提出義務者の範囲、製薬企業からの原稿執筆料・接遇費等に上限を設定することや、製薬企業からの資金提供を公表することに関する検討すべき。

【現段階における状況】

文部科学省内において、上記項目に関して、規程の整備を含めて各国立大学の取組を促すこととし、その方法を詰めているところ。

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月27日／衆・厚生労働委員会／櫻田副大臣

【御指摘の項目】

滋賀医科大のノバルティス臨床研究に携わった医師3人が、ノバルティスからどれだけ資金提供を受けていたか調べるべき。

【現段階における状況】

既に、滋賀医科大学に対し、対応を促した。

【御質問月日／委員会名／答弁者】

11月27日／衆・厚生労働委員会／赤石大臣政務官

【御指摘の項目】

一般用医薬品による副作用の症例について、PMDAの検索ページにおいて、販売名や転帰で検索できるよう、改善すべきではないか。

【現段階における状況】

11月27日に、厚生労働省からPMDAに国会での質疑・答弁を伝え、PMDAにおいて改善のための検討を開始したところ。

平成25年11月28日(木)厚生労働省医薬食品局安全対策課

平成 25 年 11 月 28 日
財務省主計局給与共済課

○ 平成 25 年 11 月 27 日衆議院厚生労働委員会における古川財務副大臣答弁

「KKR がいかなる積立金の運用をするかということについては、KKR において検討し、判断し、実行していくということでございます。」

○ 現状

KKR において、積立金の運用に関し、必要な検討を行っているところ。

以上